

サイバーセキュリティを確保するための方針について

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）は、令和6年6月26日に公布され、地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第24条の2）については、令和8年4月1日に施行することとされております。

本改正においては、「サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない」と規定されていることから、当病院では情報セキュリティ規程を「サイバーセキュリティを確保するための方針」として位置づけ、更なるサイバーセキュリティの確保を図ってまいります。

[>>地方独立行政法人くらすて病院 情報セキュリティポリシー \[PDF形式\]](#)